

甲府市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲府市社会福祉協議会の役員等に対する費用弁償の額並びに支給について定めることを目的とする。

(対 象)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 表彰等審査委員会委員
- (4) ボランティア基金管理運営委員会委員
- (5) 評議員選任・解任委員会委員
- (6) その他会長が必要と認めた者

(費用弁償額等)

第3条 役員等の費用弁償の額は、日額2,000円とし、会議等に出席した場合に支給する。ただし、前条の役員等のうち甲府市社会福祉協議会職員及び甲府市職員については支給しない。

(改 廃)

第4条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

- 1 従前の甲府市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。